

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 井上
日 時	令和2年12月11日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 0時22分
出席委員	◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 福井 木曾 石野 (齊藤議長)		
執行機関 出席者	山内市長公室長、小栗人事課長、竹村ふるさと創生課長、内藤人事課副課長、阿比留人事課給与係長、荒美ふるさと創生課婚活・定住支援係長、浦企画管理部長、山本財政課長、玉井財政課財務係長、田中生涯学習部長、福田市民力推進課長、樋口市民力推進課副課長、石田総務部長、松野総務課長、森川自治防災課長、野々村税務課長、三宅商工観光課長、牧野自治防災課副課長、谷口税務課副課長、鈴木総務課主幹、岩本総務課総務係長、片山教育部長、國府教育部次長、亀井教育総務課長、伊豆田学校教育課長、桂学校給食センター所長、谷図書館長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長、熊谷総務係長		
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 1名 議員 1名 (富谷)

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

10:01

### 3 請願について

#### (1) 受理番号1 少人数学級の実現を求める請願

<山本委員長>

本請願について、請願者からの意見陳述の申し出は受けていない。討論に入る前に自由討議の実施について意見はあるか。なければ討論に入る。

#### 《討論》

なし

#### 《採決》

<山本委員長>

採択することに賛成者の挙手を求める。

受理番号1 (少人数学級の実現を求める請願)

挙手全員 採択

<山本委員長>

この請願については意見書の提出を求められている。別添の意見書(案)を提出してよいか意見をいただきたい。

<木曾委員>

シンプルにまとめていただいている。少人数学級を早期に実施することと、教員の増員、教室など学校施設増設費用補助は当然のことである。採決で全会一致になったので、委員会の総意として、委員長名で上げていただければよいと思う。

<三上委員>

各会派を回られた時に、京都市会が全会派一致で上げられた意見書を参考に持っておられた。添付の意見書（案）にこだわらないので、亀岡市に一番よい形で議会から上げてもらいたいと聞いている。京都市会の意見書は、国に対して教員定数、教室などを増やしていく支援も含めた優れたものが出ている。正副委員長や事務局で練ってもらえばよいと思う。

<木曾委員>

京都市の意見書を私も見せていただいたが、京都府では既に少人数学級に取り組んでいる。40人にならないように、できるだけ少人数にしているが、これはやはり国が財政措置をしてやるべきことだと思うので、あわせてやればよいと思う。

<山本委員長>

2を「上記に伴う所要の教職員定数や教室等の確保について、財源措置を講じること」としてはどうか。

<福井委員>

それでよいと思う。補助よりも財政措置のほうがよいと思う。

— 全員了 —

<山本委員長>

今の意見を加味して、文言については正副委員長に一任願う。発議者については、木曾委員から全会一致なので委員長発議にすればどうかと言っていたがどうか。

— 全員了 —

<山本委員長>

委員長名で発議させていただく。事務局でまとめる。

<事務局次長>

少人数学級の早期実施を求める意見書ということで、別添意見書（案）の記の2の文言修正をさせていただく。発議者は総務文教常任委員会委員長名で発議いただく。

<山本委員長>

他になければ、以上で請願審査を終わる。

10:06

## 4 議案審査

(議会事務局 入室)

### 【議会事務局】

#### (1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

議会事務局長 あいさつ  
議会事務局次長 説明

### 《質疑》

なし

10:12

(市長公室 入室)

10:13～

### 【市長公室】

**(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)**

市長公室長 あいさつ  
人事課長 説明

10:25

**《質疑》**

<福井委員>

9ページ、歳入のふるさと力向上基金繰入金のところをもう一度説明してほしい。

<ふるさと創生課長>

4億4,313万円増のうち、3億3,295万円が当課所管分である。移住・定住促進経費の定住促進事業補助金295万円と、ふるさと納税の返礼品業務委託料3億3,000万円に充たる。繰入金には他課の分も含んでいる。

<福井委員>

生涯学習基金に直接積む分などがあるということか。

<ふるさと創生課長>

そうである。

(質疑終了)

10:28

(市長公室 退室)

(企画管理部 入室)

10:28～

**【企画管理部】**

**(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)**

企画管理部長 あいさつ  
財政課長 説明

10:31

**《質疑》**

<福井委員>

普通交付税は、コロナ関係で国が臨時的に地方自治体に交付して増えるのか。

<財政課長>

今回はコロナ関連ということではない。令和2年に基準財政需要額に新たに参入された地域社会再生事業費という項目がある。これは、人口減少、少子高齢化が進んで人口密度の低い自治体ほど手厚く措置される。それが新規項目としてカウントされたということである。

<福井委員>

今回限りではないということか。

<財政課長>

そのとおりである。

(質疑終了)

10:33

(企画管理部 退室)

(生涯学習部 入室)

10:35～

**【生涯学習部】**

**(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）**

生涯学習部長      あいさつ  
市民力推進課長    説明

**《質疑》**

なし

10:38

(総務部 入室)

10:45～

**【総務部】**

**(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）**

総務部長      あいさつ  
各課長      説明

**《質疑》**

なし

10:51

**(2) 第11号議案 亀岡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について**

税務課長      説明

**《質疑》**

なし

10:52

**(3) 第12号議案 亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例の制定  
について**

総務課長      説明

**《質疑》**

<三上委員>

いくつかの条例の中の文言が変わったが、システム的には変わらないと認識している。平均貸付割合を加えるということであるが、以前からあった仕組みを名前として入れたということか。

<総務課長>

そのとおりである。平均貸付割合は、従前、財務大臣が毎年告示する市中銀行の平均割合に当たる。従前は「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」と表現されていたが、それが「平均貸付割合」と表現されるようになった。

(質疑終了)

- (4) 第19号議案 亀岡市菟田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- (5) 第20号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- (6) 第21号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- (7) 第22号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- (8) 第23号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

自治防災課長 説明

《質疑》

なし

10:57

＜行政報告＞亀岡市情報化推進計画について

総務課長 説明

11:05

《質疑》

＜浅田委員＞

5Gは亀岡でも進んでいくのか。

＜総務課長＞

現状、5Gのサービスがいつくるかは未定である。

＜福井委員＞

これまでも情報化を進めてきたが、これからの5年間はかなりの変革が待っているのではないかと。計画策定は専門家の意見を聞いて進めていると思うが、行政が取り入れる情報化計画という部分で、例えば先進的にやっている市町から情報をもらうということはあるのか。企業が情報化を進めるのは、コンサルタントもいてイメージできるが、行政が情報化を進めるにあたっては企業よりも障害があるように思う。所見で結構である。

＜総務課長＞

ご心配はもっともである。今回のコロナ禍で給付金のデジタル申請をするにあたって、デジタルで申請された内容を、受ける側の市町村がデジタルで処理できないという問題が新聞報道にもあった。国もこれではいけないということで、デジタル化を進める機運が非常に高まっている。先進地の研究ということでは、先日の新聞に木津川市のスマート窓口のことが掲載された。さっそく連絡をとり、できれば視察に行く取組を始めている。専門家として、大学の準教授の方などにアドバイザーとして来ていただき、アドバイスをいただいている。今後の情報化の流れは、この計画の9ページに一部載せている。先ほど申し上げた、給付金をデジタルで申請しているのに、自治体では申請された内容を紙で打ち出して、手で入力するというアナログなことをしていたという話があり、現在、それぞれの自治体で使っているシステムの標準化を進めようとしている。現状、1,741団体ある地方公共団体に

においては、基幹業務と呼ばれる基幹的なシステムをそれぞれの団体において導入しており、それぞれの業務に合わせてシステムを作っているのが共通ではない。京都府は、京都府自治体情報化推進協議会というところで基幹業務支援システムという共同利用のシステムを使っているのが、地方の団体よりは進んでいるが、それでも京都府内にとどまる。現状で問題視されているのは、申請されたスタートから市町村のシステムに取り込まれるエンドまで、全てがデジタルになっていないということである。1つの原因は、市町村で導入しているシステムが個別であるということである。それを解消するために、国の取組として、情報システム標準仕様化を現在行っている。9ページに図を載せているが、住民記録システムは標準仕様化が終わり、これから標準に合わせたシステムを作っていくというものである。第1グループ、第2グループとあり、全国の自治体が標準で使えるための仕様を定めている。今あるそれぞれのシステムは、それぞれの形でデータを持っているので、データのレイアウト、フォーマットが団体ごとに異なる。例えば、給付金の申請があった場合、そのレイアウトを取り込むためにそれぞれのシステム改修をしなければならないという非効率な状態になっている。データの流れ方を標準化し、システムの在り方も標準化することで、全ての市町村が同じデータレイアウトでシステムを使えるようになれば、1つのシステム改修をすること、もしくはその仕様に基づいて各メーカーが作ったものを改修することで、それを採用している市町村が全て改修適用され、最終的にはデジタル申請されたものがデジタルで取り込めるような形にしていこうというねらいのもと、このような動きを進めている。現在は、地方自治体が外からデジタルで来るものにデジタルで対応できない状況であるが、標準化により自治体内のシステムの効率化、業務の在り方の変換ができるようになれば、スタートからエンドまでデジタルで処理できるようになると考えている。

<木曾委員>

今、国が急速にデジタル化を進めており、押印省略の取組も進めている。ここで行政として気を付けなければならないことは、デジタル化することによるガバナンスが大事なのではないかと思う。そして、法令順守をどのようにするかが問われてくると思う。個人情報デジタル化により集約されるので、膨大なデータを違う方向に使ってしまうと大変なことになる。国もデジタル化を進めるための専門のスタッフを別枠に決めて、民間からも来ていただいて組織を作っていくと聞いている。それぞれの自治体はシステムもばらばらであり、今後ガバナンスの関係もある。ITを活用していく中で、それぞれの職員は日々の業務があり大変である。特化してやる組織を作っていく限り、追いついていかないのではないかと思うがどうか。

<総務課長>

そのとおりである。今後、セキュリティの問題も含めて対応していく部分が増えていく。これまでは、内部のシステムを守っていればよいだけであったが、情報が外からもやって来て、その結果を外に返していかなければならない。情報連携をするためのシステムのセキュリティはかなり気を使って作られているが、利便性が上がれば上がるほどセキュリティは相殺され、相反する関係になるので、その部分をどのように担保していくのかということはこれからの大きな課題である。組織体制の強化は必要だと思っており、要望を出していく。

<木曾委員>

デジタル化を進めていく基礎は、マイナンバーカードを普及させることだと思う。現在、30%に達していないのに、デジタル化を進めるのは難しい。この計画の中で、マイナンバーカードの普及を年度ごとに目標値を設定して進めていくべきだと

思うが、盛り込まれているのか。

<総務課長>

2 ページに次期情報化推進計画の位置づけを図示している。次期情報化推進計画の下に、年度ごとの進行管理をする行動計画、アクションプランを設けている。各年次において、それぞれの施策の取組状況を進行管理するものであり、毎年度見直していく。

<木曾委員>

団塊の世代が75歳以上に到達してきている。いろいろな制度をデジタル化していくと、手続き、本人確認も含めて難しくなってくると心配している。職員は今も多くの事務量をこなしているの、その上情報化事務を加えるのは大変だと思う。実際に運用するときにはどれだけの人材が必要になってくるかを計算し、計画の中に盛り込んでほしいと思うがどうか。

<総務課長>

実際に運営していくにあたり、必要な組織体系、人数については、既に計算し要望を上げている。今後どうなるかは未定である。

<三上委員>

行政の役割は、市民福祉の増進である。職員も法令順守のもと、条例や施策に基づき仕事をしている。対象となる市民にその施策が合っているのか、新たなニーズによって何が必要なのか、施策を知らない市民が損をしないように周知徹底、お知らせ、相談、支援をしてもらっていると思う。亀岡市の情報化推進計画であるので、市民のものと考えれば、行政として情報化をしていく内容はここに書かれているとおりであろうが、一方で、最先端の情報化から、あるいは時代の流れから取り残されて損をする市民がいないように努力することも必要であると思う。パブリックコメントにかけても、よいことなので進めてもらえばよいが私はパソコンなど何も持っていないので手書きの部分は残してほしいということでは駄目なのではないか。主役である市民への情報化に対するアプローチ、支援の観点が見当たらないように思う。市民を情報化にどのように導いていくかという啓発、お知らせ、手続きの仕方の教室などが必要である。使う人があるけれど、それに追いついていないから追いつくという話は先ほどされたが、逆に使えない人が多ければ宝の持ち腐れになる。計画の中に、市民啓発や相談など、みんなが使えるようになるという目標も含めて入れたほうがよいのではないか。

<総務課長>

34 ページ以降に、具体的に取り組んでいく項目を上げている。市民に利便性を享受していただくということは第1節になる。デジタルデマインドのことは、39 ページ第8節に少し記載している。今いただいたご意見やパブリックコメントでいただくご意見を反映させ、記載していきたいと考えている。

<三上委員>

市民への周知やアプローチなども含めて、1つの章を作ってもよいくらいの項目だと思っているので検討いただきたい。

(質疑終了)

11 : 25

(総務部 退室)

(休憩)

11 : 25 ~ 11 : 37

(教育部 入室)

11:37～

**【教育部】**

**(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)**

教育部長 あいさつ

各課長 説明

11:47

**《質疑》**

なし

**5 討論～採決**

**《討論》**

なし

**《採決》**

<山本委員長>

賛成者は挙手願う。

第1号議案(一般会計補正予算(第6号))	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第11号議案(市税条例の特例に関する条例の一部改正)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第12号議案(税外収入滞納金督促条例等の一部改正)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第19号議案(穂田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第20号議案(大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第21号議案(西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第22号議案(河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>
第23号議案(南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定)	<b>挙手全員</b>	<b>可決</b>

**《指摘要望事項》**

なし

<山本委員長>

委員長報告の作成については、正副委員長に一任をお願いする。12月24日の委員会で確認いただくのでよろしく願います。

— 全員了 —

11:51

## 6 行政報告

### (1) パートナーシップ宣誓制度について

生涯学習部長      あいさつ  
人権啓発課長      説明

11 : 59

#### 《質疑》

＜福井委員＞

対象が「いずれか一方が市内に住所を有し、他の一方が規定の期日内に市内への転入を予定していること」ということで、1カ月程度と言われたが、なぜ双方が市内に住所を有していないと駄目なのか。

＜人権啓発課長＞

この制度は、現在、自治体ごとに制定されている。住民票が異なると、パートナーシップ宣誓制度を導入している2カ所の自治体のどちらに出すのかという問題も起こりかねない。他市の事例を参考に検討しているが、最終的には兩人に住所を有していただくという要件のところはほとんどである。

＜福井委員＞

夫婦が別居していれば、住所が違う場合もある。取組に市営住宅の入居や市立病院での手術同意等もできるということが書かれているので、分からないこともないが、単純に疑問に思った。もう1点、宣誓者同士が近親者であれば駄目なのはなぜか。

＜人権啓発課長＞

夫婦の場合、法律婚と事実婚という形がある。法律婚の場合は、民法734条、735条で3親等以内の血族などの決まりがある。他市の事例を見ても、ほとんどがこれを要件としている。現段階では、この形で進めたいと考えている。

＜福井委員＞

民法の成り立ちを考えると近親者でもよいように思ったが、結構である。

＜松山副委員長＞

みんな1人の人間であるので、理解できない人も中にはいるかもしれないが、宣誓制度ができてからの環境づくりを含めて、制度の形を作してほしい。要望である。

＜人権啓発課長＞

そのとおりである。制度だけにとどめるのではなく、亀岡市の独自性も入れられるよう、制度導入に向けて進めていきたいと思っている。

＜松山副委員長＞

日本は島国で閉鎖的な部分がある。他市の先進事例だけでなく、世界を見てどうなのかということも見てほしい。世界基準で考えるようお願いする。

＜三上委員＞

全国的には、条例として制定しているところと、亀岡市のように要綱のところがあるが、違い、メリット、デメリットを説明してほしい。

＜人権啓発課長＞

令和2年12月1日現在で、66自治体で制度を導入している。府内では京都市が9月1日から導入している。多数の自治体が要綱で定めており、渋谷区、豊島区、港区、総社市の4つの自治体で条例を制定している。条例は、法的義務の発生や権利を伴うこととなることから、本市では要綱で制度を取り決めていくのが適当と判断している。

＜三上委員＞

条例であれば、亀岡市にとって新たな問題が発生するようなことになるのか。

<人権啓発課長>

条例になると、市民の権利義務が発生することになると思うので、今回は法的な拘束力の発生がない要綱で定めることが妥当と判断している。

<三上委員>

先ほど世界基準だと副委員長が言われたが、市民によく理解してもらう必要があると思う。議会も議決する以上は市民に説明していかなければならない。要綱による制度ということになると、もちろん当事者のためにはなるが、限界があるのではないかと感じた。答弁は結構である。

<木曾委員>

条例には法的な部分が出てくると言われたが、条例を定めるからこそお互いの権利を守るということになると思う。人権の観点から考えても、条例を制定し、権利もしっかり守ることが、SDGsの取組を進める本市にとっても非常に大事なことでないか。その一環として市長もおそらくこの取組を進めておられるのではないかと思う。要綱であれば、市の中で進めるだけで済む。もちろん要綱でも広報はされるが、条例制定となると議会でも審査し、議員も含めて社会的な認知が大きいと思う。そのような観点から条例を制定し、しっかりとした中身にし、パートナーシップを宣誓するとこれだけのメリットがあるということを示す必要がある。市民に与えられた権利の主張にもなると思うがどうか。

<人権啓発課長>

そのとおりであると思うが、現在の国の法律では、同性婚は認められていない。条例で権利義務を課すとなると、専門的な判断が必要になってくると思っている。

<木曾委員>

横並びで考えるほうが無難だというようにしか聞こえない。そうではなく、地方自治体が積極的に推進することによって、法律でも示さなければならないというように持って行くほうがよいのではないか。人権という大きな観点から考えれば、非常に大事なことでないか。要綱という弱いものではなく、条例をきちっと示して、権利主張を正しく履行していけるようにしていくべきではないか。それでも法律にこだわるのか。

<人権啓発課長>

現在は、要綱で制度を作ることを市の方針としている。現時点では要綱で進めさせていただきたいと思っている。

<木曾委員>

市長も、条例ではなく要綱でやると考えておられるのか。

<人権啓発課長>

市長までの方針決裁をとって進めている。今後、市民等の意見も聞いて進めていくが、現段階では要綱で導入したいと考えている。

<木曾委員>

私が聞いた話では、市長は条例のほうがよいと考えておられるが、自治体横並びの関係からすれば要綱から手がけていくほうが早いという考え方をされているように思う。3月に要綱で制度を導入するということであれば、条例設置まで考えてやっても難しい問題は出てこないと思う。LGBTという形で議員としてしっかり活動されている方もおられる。そういう方の意見も、課長は十分聞いておられると思う。職員との研修も進められている。亀岡市は全国的にも注目されている自治体である。そこにどのような形が出てくるのか。要綱と条例では大きく変わるのではな

いかと思うがどうか。

<生涯学習部長>

そのとおりである。現状、国内ではLGBTへの理解度がまだまだ低い。これまで、当事者と会って話を聞き、いろいろと研究してきた。これは大きな人権の取組であり、もちろんSDGsの項目にも入っている。要綱でスタートするが、条例化も見据えて進むスタート地点としたい。

(質疑終了)

12:15

## 7 陳情・要望について

### (1) 令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

<山本委員長>

令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての要望が、9月11日に郵送で提出されている。意見を願います。

<木曾委員>

何度か要望いただいておりますが、今回は聞きおく程度ということではよいのではないかと。

— 全員了 —

## 8 その他

### (1) 議会だよりの掲載事項について

— 下記のとおり決定 —

○第1号議案 一般会計補正予算(第6号)

- ・ふるさと力向上経費(業務委託料、京都・亀岡ふるさと力向上基金積立金)
- ・議会活動経費(タブレット端末導入)

### (2) 次回の日程等について

<山本委員長>

次回は12月24日(木)午前10時から、委員長報告の確認を願う。本日はこれにて散会する。

散会 ~12:22